

ポイント解説 ◆ 法改正情報

第6回/全8回

社労士試験において必須となる、多岐に渡る法改正への対応。しかし、独学でそれを押さえていくのは至難の業です。この連載では毎月、試験対策上特に覚えておきたい法改正情報を中心に解説していきます。

社会保険労務士
加藤光大



☑ 雇用保険法 育児時短就業給付

(1) 支給要件 (法61条の12第1項・3項・4項)

育児時短就業給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、その**2歳に満たない子**を養育するための**所定労働時間を短縮することによる就業**（以下この節において「**育児時短就業**」という。）をした場合において、当該**育児時短就業**（当該子について**2回以上**の育児時短就業をした場合にあつては、**初回**の育児時短就業とする。）を開始した日前**2年間**（当該育児時短就業（当該子について**2回以上**の育児時短就業をした場合にあつては、**初回**の育児時短就業とする。）を開始した日前**2年間**に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き**30日以上賃金の支払を受けることができなかった**被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を**2年に加算した期間**（その期間が**4年**を超えるときは、**4年間**）に**みなし被保険者期間**が通算して**12箇月以上**であつたとき、又は当該被保険者が育児時短就業に係る子について、**育児休業給付金**の支給を受けていた場合であつて当該育児休業給付金に係る**育児休業終了後引き続き育児時短就業**（当該子について**2回以上**の育児時短就業をした場合にあつては、**初回**の育児時短就業とする。以下この項、第3項及び第6項において同じ。）をしたとき、若しくは**出生時育児休業給付金**の支給を受けていた場合であつて当該出生時育児休業給付金に係る**出生時育児休業終了後引き続き育児時短就業**をしたときに、**支給対象月**について支給する。

新設された育児時短就業給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、その**2歳に満たない子**を養育するための**所定労働時間を短縮することによる就業**（「**育児時短就業**」といいます）をした場合において、次のいずれかに該当するときに支給されます。

- ① 当該**育児時短就業**（当該子について**2回以上**の育児時短就業をした場合にあつては、**初回**の育児時短就業）を開始した日前**2年**間に、**みなし被保険者期間**が通算して**12か月以上**であったとき
➔ 「**2年間**」は、当該育児時短就業を開始した日前**2年間**に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き**30日以上賃金の支払を受けることができなかった**